主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

令 和 7 年 2 月 1 日
能 美 市 総 務 部 管 財 課

主任（監理）技術者について

1　主任技術者の専任制の緩和について

建設業法施行令改改正に伴い能美市が発注する建設工事における取扱いについては、次のとおりとします。

【①市が発注する建設工事における専任性の緩和要件】

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。なお、<u>この規定については、監理技術者には適用されません</u>ので、ご注意願います。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は 施工にあたり相互に調整を要する工事	かつ	工事現場の相互の間隔が 10ｋｍ程度の近接した場所にある場合

<u>兼務できる工事数（専任が必要な工事を含む場合）：　２件程度</u>

ただし、次の工事は、兼務を認めません。
- 新工法を採用した工事
- 施工条件が厳しい工事
- 第三者に対する影響が大きい工事
- トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
  （下請金額の合計が 5,000 万円（建築一式は 8,000 万円）以上）等

【②情報通信を活用した主任（監理）技術者の兼務】

以下のすべてを満たす場合は、２件まで主任（監理）技術者の兼務を認めます。

ア．各工事の請負金額が１億円未満（建築一式は２億円未満）であること

イ．工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が概ね２時間以内であること。

ウ．各建設工事の下請次数が３次までであること。

エ．監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者）を工事現場ごとに配置すること。

オ．工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術（建設キャリアアップシステム等遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）の措置を講じること。

カ．人員配置の計画書を作成し、現場に据え置くと共に営業所において保存すること。

キ．工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

【③監理技術者補佐を配置した場合の監理技術者の兼務】

以下のすべてを満たす場合は、２件まで監理技術者の兼務を認めます。

ア．予定価格が３億円未満（営繕工事（建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。）にあっては２億円未満）であること。

イ．兼務する工事がいずれも能美市が発注するものであること。

ウ．工事現場間の距離が概ね１０㎞以内であること。

エ．監理技術者が工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

オ．工事の規模や施工の難易度等から監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。

カ．兼務する工事毎に監理技術者補佐を専任で配置すること。

キ．監理技術者補佐は当該工事の種類に応じた一級施工管理技士補、一級施工管理技士、監理技術者の資格を有する者を配置すること。

【④連続する工作物等の工事における主任（監理）技術者の兼務】

工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合は、主任（監理）技術者の兼務を認めます。※監理技術者補佐も対象

この場合、兼務する工事に係る下請金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上となる場合は、監理技術者の配置が必要です。

２　主任技術者の兼務に関する手続きについて

現在、施工中の他工事（発注機関を問わない）に**専任で配置している主任技術者**を、別の能美市発注工事にも主任技術者（専任・非専任を問わない）として配置しようとする場合は、**技術者の兼務承認申請書（様式第１号）**により、承認を受ける必要があります。

なお、現在、施工中の工事が他発注機関工事で専任で配置している主任（監理）技術者として従事している場合は本市発注工事が施術者の専任の必要な工事か否かにかかわらず、事前に他発注機関の承認を受ける必要があります。

入札前の事前審査を希望する場合は、**事前審査申請書（様式第２号）**により、入札前に兼務の可否について審査を受けるとこができます。なお。事前審査を受けた場合も、落札候補者となったら入札参加資格確認申請に併せて**技術者の兼務承認申請書（様式第１号）**をあらためて提出してください。

一般競争入札における兼務承認申請手続き

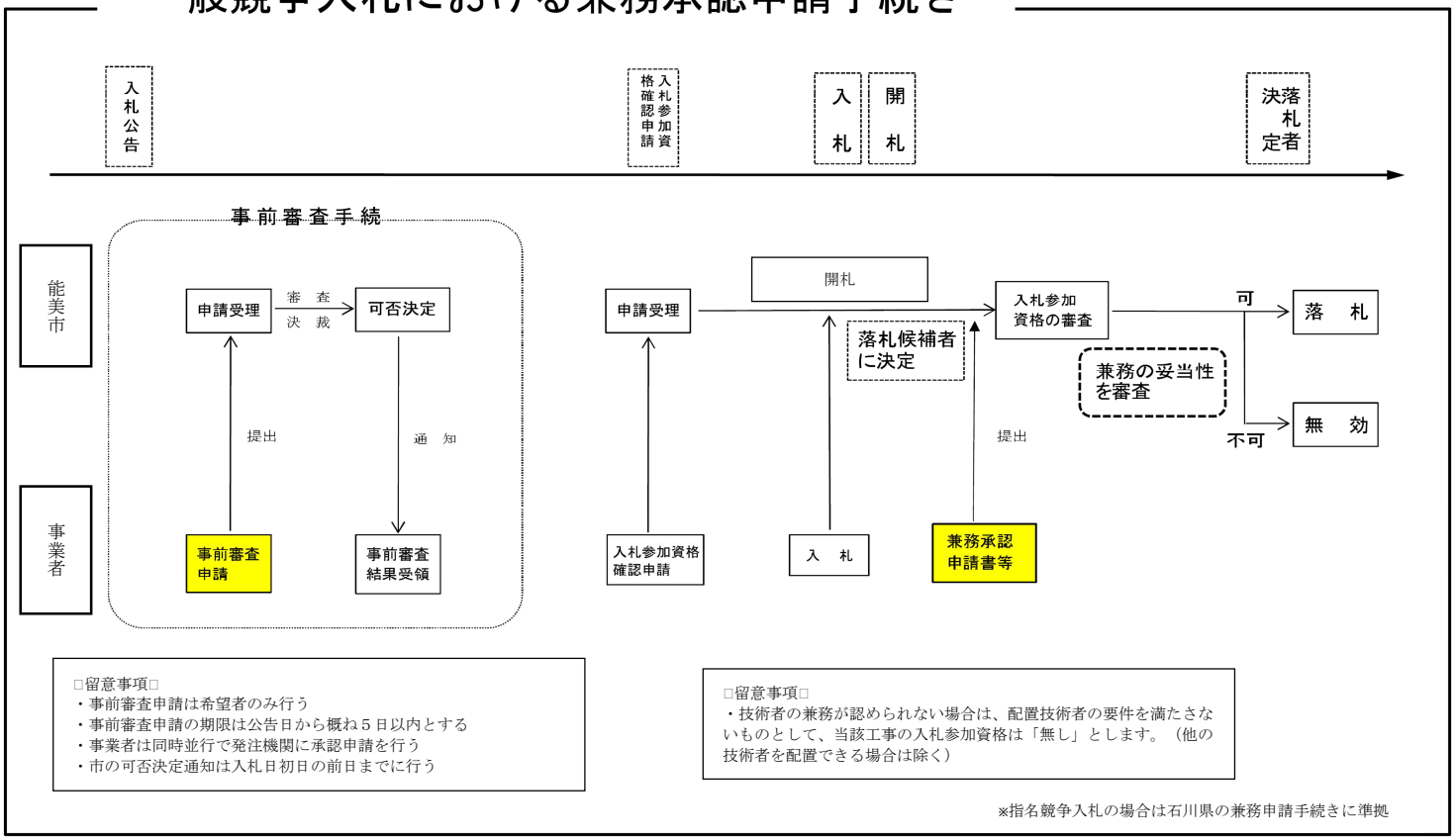

□留意事項□
・事前審査申請は希望者のみ行う
・事前審査申請の期限は公告日から概ね５日以内とする
・事業者は同時並行で発注機関に承認申請を行う
・市の可否決定通知は入札日初日の前日までに行う

□留意事項□
・技術者の兼務が認められない場合は、配置技術者の要件を満たさないものとして、当該工事の入札参加資格は「無し」とします。（他の技術者を配置できる場合は除く）

※指名競争入札の場合は石川県の兼務申請手続きに準拠

現場代理人について

3　現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。

契約額が 4,500 万円（建築一式工事においては 9,000 万円）未満の工事であること	かつ	発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること	かつ	工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること

4　現場代理人の兼務について

上記３により兼務を認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

兼務する工事の件数　：　３件まで
兼務する工事の範囲　：　工事現場間の移動距離が、概ね 30 分以内であること
兼務する工事の契約額：　兼務する工事の契約額の合計が、概ね 9,000 万円未満であること
ただし、契約額が 4,500 万円(建築一式工事については、9,000 万円)以上の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと
【他の工事の専任技術者でないこと】

5　現場代理人の兼務に関する手続きについて

現在、施工中の他工事（発注機関を問わない）に配置している現場代理人を、他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、**現場代理人の兼務確認申請書（様式第３号）**により、その確認を受ける必要があります。

主任技術者と現場代理人を兼務した場合について

6　同一の請負契約での兼務について

能美市建設工事標準請負契約約款（第１１条）により、同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互にこれを兼務することができます。

7　主任技術者の兼務が承認された場合について

当面の間、同一の請負契約での現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が**他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合**は、当該現場代理人についても上記３、４に関わらず、当該承認の範囲で兼務することができます。